

平成27年9月9日

答申第584号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「業務委託費算定要領」にある「人件費については、給与関係の客観的な調査資料等に基づき、委託する業務の内容に適合する経済的な金額を採用する」について、人件費単価の算定根拠となる調査資料に関して開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、情報提供として「業務委託における人件費単価は、『民間給与の実態』『賃金センサス』などの客観的資料に基づいて算定するようにしている」と説明した。

これに対して視聴者から、「関連団体との随意契約は『業務委託事務手続き』を適用しており、人件費の算定についても定められている」などとして再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、「業務委託事務手続き」（現：業務委託事務処理手順）であると解するが、当該文書は経理に関する詳細な情報であって開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当し、開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

平成27年9月9日（第223回審議委員会）

第600号諮問、審議、答申